

B型肝炎予防接種について【説明書】

予防接種法に基づき、B型肝炎の定期予防接種を行います。この説明書をよく読み、予防接種の必要性や副反応について理解したうえで接種してください。わからないことは、接種を受ける前に医師に質問しましょう。

1 B型肝炎について

B型肝炎ウイルスがヒトの肝臓に感染し、一過性感染あるいは持続性感染（キャリア）を起こします。年齢が低い場合や免疫が不十分な状態で感染すると、ウイルスが長期に肝細胞内に生存するキャリアになりやすく、そのうち10～15%は年月を経て慢性肝炎、肝硬変、肝がんなどを発症します。

感染は主にウイルスを含む血液成分との直接接触によって起こります。感染経路には、母子感染（垂直感染）と接触感染、飛沫感染、空気感染、媒介物感染（水平感染）があります。

2 副反応について

副反応は軽微な倦怠感、接種部位の痛みなどがあります。一般的には重大な副反応は認められませんが、ごくまれにショック症状、アナフィラキシー様症状、多発性硬化症、急性散在性脳脊髄炎、ギラン・バレー症候群の発症が報告されています。

3 対象者

接種日時時点で小平市に住所を有する、生後1歳に至るまでの方（1歳の誕生日の前日まで）

※今までB型肝炎ワクチンを接種完了した方、又は妊娠中にHBs抗原陽性（B型肝炎キャリア）であることが分かり、母子感染予防として健康保険でB型肝炎ワクチンを接種したことがある方は、定期予防接種の対象にはなりません。

※小平市から転出された方は、転入先の自治体で予診票をお受け取りください。

4 接種スケジュール

(1) 初回 27日以上の間隔をおいて2回接種

(2) 追加 初回1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回接種

※139日以上＝初回1回目の接種から20週後の同じ曜日以降

5 接種方法

小平市の「B型肝炎予防接種予診票」に記入し、予診のうえ、1回0.25mlを皮下接種します。

※B型肝炎予防接種は、接種医の判断と保護者の方の同意によって、他のワクチンと同時に接種することができます。同時の接種を希望する場合は、接種医とよく相談してください。

6 接種費用

自己負担なし

7 接種場所

別紙の「小平市予防接種指定医療機関一覧」をご覧ください。

8 医療機関に持参するもの

母子健康手帳、B型肝炎予防接種予診票

9 次の方は接種を受けないでください

- (1) 体温37.5度以上の発熱をしている方。
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方。
- (3) このワクチンの成分で、アナフィラキシー（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）をおこしたことがある方。
- (4) 上記のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方。

10 次の方は接種前に医師にご相談ください

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方。
- (2) 前の予防接種で2日以内に発熱のみられた方又は全身性発疹などのアレルギーを疑う症状をおこしたことがある方。
- (3) 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある方。
- (4) 過去に免疫不全と診断されたことのある方又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる方。
- (5) 接種しようとするワクチンの成分で、アレルギーをおこすおそれのある方。（ラテックスアレルギーがある場合も接種前にご相談ください。）

11 接種前の注意

- (1) 医療機関へ予約をしてから接種に行ってください。
- (2) 接種前日は入浴やシャワーをさせ、体を清潔にしましょう。
- (3) 予防接種は、体調の良い日に受けてください。
- (4) 予診票は、医師が接種の可否を判断するための大切な情報となりますので、正確に記入してください。

12 接種後の注意

- (1) 接種後30分間は、ショックやアナフィラキシーがおこることがありますので、医師とすぐ連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種当日は入浴をしても差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。接種部位は清潔に保ってください。また、いつも通りの生活をし、はげしい運動は避けてください。
- (3) 接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。接種後1週間は体調に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。

13 予防接種健康被害救済制度（市にご相談ください）

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を受けることができます。

問合せ 小平市健康推進課健康推進課

〒187-0043 小平市学園東町1-19-12 （小平市健康センター内）

電話：042-346-3700 Eメール：vaccination@city.kodaira.lg.jp